

兵庫県公報

令和8年10月2日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規則

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員課）..... 1

公布された法令のあらまし

◎議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第31号）
地方公務員災害補償法施行令の一部改正により、常勤の職員に係る葬祭補償の定額部分が引き上げられたことを踏まえ、議会の議員その他非常勤職員に係る当該補償について、所要の整備を行うこととした。

規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第31号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年兵庫県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第6条の4及び様式第11号中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第6条の4及び様式第11号の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年兵庫県条例第42号）第5条第1項第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。